

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年12月14日)

〔件 名〕

- 1 緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 湖山池会議の概要について
(水・大気環境課) ··· 2
- 3 地域主権一括法に伴う条例の制定・改正の方針について
(水・大気環境課、公園自然課、住宅政策課) ··· 3
- 4 王子製紙株式会社米子工場からの水酸化ナトリウム流出事故について
(水・大気環境課) ··· 8
- 5 鳥取県住生活基本計画の改定に係るパブリックコメントの実施について
(住宅政策課) ··· 9
- 6 年末の総合相談窓口の開設について
(住宅政策課) ··· 15

生 活 環 境 部

緊急雇用創出事業の予備枠による事業の追加実施について

平成23年12月14日
環境立県推進課

1 緊急雇用創出事業の県事業予備枠を活用して追加実施することとした事業費

(11月30日までに追加実施を決定した事業) 599千円

2 追加実施事業の内訳

所 属	事 業 名	本年度予算額 うち新規雇用 人件費	雇 用 創 出人 数 (延べ)	①月額給料 ②雇用期間(予定) ③被雇用者の要件	事 業 内 容
西部総合事務所生活環境局	営繕業務円滑化事業	599千円 (599千円)	1人	① 115千円 ②H23年12月1日～H24年3月31日 ③パソコンの基本操作ができること	増加している工事監理業務及び県有施設の修繕等に対応するため、①図面・台帳整理②パソコンによるデータ入力③各施設への連絡調整業等に従事する非常勤職員を1名配置し、業務の円滑化・効率化を図る。
	合 計	599千円 (599千円)	1人		

※この事業は「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施する事業です。

湖山池会議の概要について

平成23年12月14日
水・大気環境課
農政課
河川課

知事と鳥取市長との意見交換会（H22.5.14）等の合意により「湖山池の望ましい姿」を検討するために発足した「湖山池会議」を開催し、将来ビジョン（案）を協議し、微修正を行うことで了解された。

今後、パブリックコメントを実施し、H24.1月末頃には将来ビジョンを策定すると共にほぼ合意が取れた農業対策については、知事・市長・地区代表者の3者で畠地化について確認する文書を取り交わすことを確認。

1 開催日時等（第7回）

- 日時：平成23年12月6日（火）14：00～15：30
- 場所：県庁 議会棟3階 第12会議室
- 出席者：（鳥取市）副市長 他関係部長、（鳥取県）統轄監 他関係部長

2 議事概要

（1）湖山池将来ビジョン（案）について

- 将来ビジョン（案）は、湖山池会議において進捗管理しながら取り組むことを記述する等の微修正を行うことで了解された。
- パブリックコメントを実施して策定に向かうことを確認。（14日より開始）

（2）農業対策について

- 地元とは、ほぼ畠地化について合意がなされていることを確認。
- 代替水田の斡旋等の個別対応について、引き続き地元との調整を行った上で、知事・市長・地区代表者の3者で畠地化について確認する文書の取り交わしを行うことを確認。

（3）その他

- 現状の湖山池の塩分濃度は、畠地化という方向や水の行き來、及びヒシの発芽抑制等を考慮して管理している旨を確認。

〔参考：過去の湖山池会議の開催概要〕

第1回～第4回（H22年6月25日、8月11日、10月29日、H23年3月30日）

- ・湖山池の将来ビジョンの策定に向け、市民協働推進ワーキング及び水質浄化・生態系ワーキングを設置して検討。
- ・平成23年の水門管理については、平成22年度の実績を基本とすることを確認 等

第5回（H23年8月3日）

- ・市民アンケート・水質シミュレーション結果・営農意向調査結果等を参考に、自然環境の変化が比較的小幅に抑えられる東郷池程度の塩分管理が今後の目指す方向と確認
- ・必要となる農業対策を検討することを確認 等

第6回（H23年10月4日）

- ・将来ビジョン（素案）の構成要素を了解し、内容の充実を図ることを確認
- ・農業対策の検討状況を確認し、引き続き地元との協議を進めることを確認 等

地域主権一括法に伴う条例の制定・改正の方針について

平成23年12月14日
水・大気環境課
公園自然課
住宅政策課

制定・改正する条例

(1) 2月議会に提案予定の条例（平成24年4月1日施行）

県の事務事業の処理の基準となるもので県民生活への直接の影響が小さい条例

条例	概要
水道技術管理者の資格を定める条例	県が管理する専用水道において技術上の業務を担当する技術管理者の資格の設定
天神川流域下水道条例の一部改正	天神川流域下水道の配水管の内径等の技術上の基準及び終末処理場の沈殿池の汚泥処理等の維持管理の基準の設定
指定猟法禁止区域・休猟区の標識の寸法を定める条例	県が指定した指定猟法禁止区域・休猟区の区域内に設置する標識の大きさの設定

(2) 平成24年度中に提案予定の条例（平成25年4月1日施行）

県民生活への直接の影響があり関係者から意見聴取やパブリックコメントを実施した上で提案する条例

条例	概要
県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	①県営住宅の整備基準・共同施設の整備基準の設定 ②県営住宅の入居者資格に係る収入基準の設定
鳥取県都市公園条例	①都市公園の配置基準等の設定 ②移動等円滑化のために必要な公園施設の基準の設定

地域主権一括法に伴う条例の制定・改正の方針

平成23年12月14日
総務部政策法務課

1 地域主権一括法の概要

① 名称等

	法律名	改正法律数	成立年月日	公布年月日
1次一括法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）	41法律	平成23年4月28日	平成23年5月2日
2次一括法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）	188法律	平成23年8月26日	平成23年8月30日

② 内容

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために複数の法律を一括して改正するもので、従来政令・省令で定められていた児童福祉施設の設備・運用基準、公営住宅の入居収入基準・整備基準、道路構造の技術的基準などの施設・公物の設置管理の基準が条例に委任された。

③ 施行日

平成24年4月1日。ただし、ほとんどの基準の設定に関して平成25年3月31日までの期間内において条例が制定、施行されるまでの間は、国が定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置がある。

2 条例の制定・改正の方針

施設・公物の設置管理の基準が条例に委任されたことに伴い、鳥取県では31件（別紙のとおり。条例案の検討過程で変動する可能性有）の条例を制定・改正する必要があり、次のとおり議会に提案する予定としている。

① 経過措置のないもの及び県民生活への直接の影響が小さい条例⇒下記の6件

平成24年2月議会に提案→平成24年4月1日施行

② 県民生活への直接の影響があり関係者からの意見聴取やパブリックコメントを実施した上で提案する条例⇒25件 平成24年度中に提案→平成25年4月1日施行

3 2月議会に提案予定の条例

① 経過措置のないもの

条例	概要
鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正	認定こども園の認定要件のうち保育所と幼稚園の両方の機能を有すること及び認定こども園であることの表示についての基準の設定
図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正	県立図書館の運営について審議する図書館協議会の委員が満たすべき基準の設定
博物館協議会に関する条例の一部改正	県立博物館の運営について審議する博物館協議会の委員が満たすべき基準の設定

② 県の事務事業の処理の基準となるもので県民生活への直接の影響が小さい条例

条例	概要
水道技術管理者の資格を定める条例	県が管理する専用水道において技術上の業務を担当する技術管理者の資格の設定
天神川流域下水道条例の一部改正	天神川流域下水道の配水管の内径等の技術上の基準及び終末処理場の沈殿池の汚泥処理等の維持管理の基準の設定
指定獣法禁止区域・休獣区の標識の寸法を定める条例	県が指定した指定獣法禁止区域・休獣区の区域内に設置する標識の大きさの設定

地域主権一括法に伴う条例の制定、改正予定一覧

① 経過措置のないもの及び県民生活への直接の影響が小さい条例【平成24年2月議会に提案→平成24年4月1日施行】6件

	条例名(仮称)	概要	根拠条項			部	課
1	鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正	認定こども園の認定要件のうち保育所と幼稚園の両方の機能を有すること及び認定こども園であることの表示についての基準の設定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3	1	福祉保健部	子育て応援課
				3	3		
2	水道技術管理者の資格を定める条例	県が管理する専用下水道において技術上の業務を担当する技術管理者の資格の設定	水道法	19	3	生活環境部	水・大気環境課
3	天神川流域下水道条例の一部改正	天神川流域下水道の配水管の内径等の技術上の基準及び終末処理場の沈殿池の汚泥処理等の維持管理の基準の設定	下水道法	7	2	生活環境部	水・大気環境課
				21	2		
4	指定猟法禁止区域・休猟区の標識の寸法を定める条例	県が指定した指定猟法禁止区域・休猟区の区域内に設置する標識の大きさの設定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	15	13	生活環境部	公園自然課
				34	5		
5	図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正	県立図書館の運営について審議する図書館協議会の委員が満たすべき基準の設定	図書館法	15	1	教育委員会	図書館
6	博物館協議会に関する条例の一部改正	県立博物館の運営について審議する博物館協議会の委員が満たすべき基準の設定	博物館法	21	1	教育委員会	博物館

② 県民生活への直接の影響がある条例【平成24年度中に提案→平成25年4月1日施行】25件

	条例名(仮称)	概要	根拠条項			部	課
1	保護施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	保護施設の設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	生活保護法	39	1	福祉保健部	福祉保健課
2	婦人保護施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	婦人保護施設の設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	社会福祉法	65	1	福祉保健部	青少年・家庭課
3	軽費老人ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	軽費老人ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	社会福祉法	65	1	福祉保健部	長寿社会課
4	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	老人福祉法	17	1	福祉保健部	長寿社会課
5	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員などの基準)	介護保険法	42	1	福祉保健部	長寿社会課
				74	1		
				74	2		
6	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積などの基準)	介護保険法	88	1	福祉保健部	長寿社会課
				88	2		
7	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、衛生管理等の基準)		97	1		
				97	2		
				97	3		

条例名(仮称)	概要	根拠条項			部	課
8 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、衛生管理等の基準)	介護保険法	110	1	福祉保健部	長寿社会課
			110	2		
9 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準)	介護保険法	54	1	福祉保健部	長寿社会課
			115-	1		
			4	2		
10 指定障害福祉サービスの事業等に係る基準に関する条例	①指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	43	1	福祉保健部	障がい福祉課
	43		2			
	②指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者の要件の設定		36	3		
11 指定障害者支援施設等の人員等に係る基準に関する条例	指定障害者支援施設等の人員等に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	障害者自立支援法	44	1	福祉保健部	障がい福祉課
			44	2	福祉保健部	障がい福祉課
12 障害福祉サービス事業の設備及び運営に係る基準に関する条例	障害福祉サービス事業の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80	1	福祉保健部	障がい福祉課
13 地域活動支援センターの設備及び運営に係る基準に関する条例	地域活動支援センターの設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80	1	福祉保健部	障がい福祉課
14 福祉ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	福祉ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80	1	福祉保健部	障がい福祉課
15 障害者支援施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	①障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	84	1	福祉保健部	障がい福祉課
	②指定障害者支援施設の指定の申請者の要件の設定		38	3		
16 指定障害児通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	①指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、指導訓練室・病室面積、利用定員等の基準)	児童福祉法	21-	1	福祉保健部	子ども発達支援課
	②指定障害児通所支援事業者の指定の申請者の要件に関する基準の設定		21-	2		
	③指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、衛生管理等の基準)		21-	2		
	④指定障害児入所施設の指定の申請者の要件に関する基準の設定		24-	1		
			24-	2		
17 保育所の設備及び運営に係る基準に関する条例	保育所の設備及び運営に係る基準の設定 (保育士数、居室面積、保育時間等の基準)	児童福祉法	24-9	2		
18 児童養護施設等の設備及び運営に係る基準に関する条例	児童養護施設等の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	児童福祉法	45	1	福祉保健部	青少年・家庭課

	条例名(仮称)	概要	根拠条項			部	課
19	障害児入所施設等の設備及び運営に係る基準に関する条例	障害児入所施設等の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	児童福祉法	45	1	福祉保健部	子ども発達支援課
20	病院及び診療所の人員及び施設に係る基準に関する条例	①病床数の算定に当たっての補正の基準の設定	医療法	7-2	4	福祉保健部	医療政策課
		②専属薬剤師の設置の基準の設定		7-2	5		
		③病院・診療所の人員及び施設に関する基準の設定 (薬剤師、看護師数等の基準)		18			
		④病院・診療所の人員及び施設に関する基準の設定 (薬剤師、看護師数等の基準)		21	1		
21	県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	①県営住宅の整備基準・共同施設の整備基準の設定	公営住宅法	5	1	生活環境部	住宅政策課
		②県営住宅の入居者資格に係る収入基準の設定		5	2		
		③県営住宅の入居者資格に係る収入基準の設定		23	1		
22	鳥取県都市公園条例	①都市公園の配置基準等の設定	都市公園法	3	1	生活環境部	公園自然課
		②移動等円滑化のために必要な公園施設の基準の設定		4	1		
23	鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正	①県立職業能力開発施設において行う職業訓練の例外的措置の設定 (施設外の施設で行うことができる職業訓練等の内容に関する基準)	職業能力開発促進法	15-6	1	商工労働部	雇用人材課室
		②県立職業能力開発施設における職業訓練の基準の設定 (訓練生の数、訓練期間等の基準)		15-6	3		
		③無料とする公共職業訓練の設定		19	1		
		④職業訓練指導員の資格の設定		23	1		
		⑤職業訓練指導員の資格の設定		28	1		
		⑥職業訓練指導員の資格の設定		30-2	1		
24	県道の構造等の基準に関する条例	①県道の構造の技術的基準の設定	道路法	30	3	国土整備部	道路企画課
		②県道に設ける道路標識の寸法の設定		45	3		
25	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	③移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準の設定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	10	1	警察本部	交通規制課
		④移動等円滑化のために必要な信号機の基準の設定		36	2		

王子製紙株式会社米子工場からの水酸化ナトリウム 流出事故について

平成 23 年 12 月 14 日
医療指導課
水・大気環境課

平成 23 年 12 月 9 日発生した王子製紙株式会社米子工場での水酸化ナトリウムの流出事故について、下記のとおり報告します。

1 事故の状況

(1) 発生日時

平成 23 年 12 月 9 日 (金) 午前 7 時 35 ~ 55 分

(2) 概要

- ① 生石灰を反応槽に送るため、水酸化ナトリウムを含有したチップ製造過程の副産物の液体と一緒に流していた。
- ② その配管の途中で生石灰がつまり、水酸化ナトリウムを含有した副産物が霧状に流出

(3) 被害状況

通勤途中の従業員 38 名が浴びたが全員軽症 (同日中に業務復帰)

搬送された 38 名中、24 名について病院による処置あり (14 名については処置なし)

(4) 当日の県の対応

西部総合事務所福祉保健局、生活環境局が現地で事故状況を確認

- ・ 飛散及び排出された水酸化ナトリウムが硫酸により中和されたことを確認
- ・ 工場外の流出及び地域住民への危害の発生がないことを確認

2 現在の状況及び今後の対応

- ① 事故原因は現時点では不明 (過去に同種の事故の発生例無し。)
- ② 現在、王子製紙米子工場に原因の確定及び改善報告書の提出を求めており、今週中に事故報告書が提出される予定
- ③ 事故報告書受領後、西部総合事務所福祉保健局による現地調査を行う。
- ④ これまでの事故を踏まえ、全工程の点検及び安全対策の見直し・再発防止の徹底を求めていく予定

3 参考

今回流出した水酸化ナトリウム濃度は 1 % 程度であり、5%超を要件とする劇物の基準にはあたらず、また、国の解釈では「毒物又は劇物たる成分を含有していたとしても、当該成分が製造過程等に由来する不純物として存在する場合は毒物又は劇物とみなさない」とされており、劇物に当たらない。

しかし、平成 19 年 7 月、平成 23 年 1 月に引き続き 3 回目の流出であること、pH が 13.0 で相当の強アルカリ性であり危険性が高い液体であることから、原因確認、再発防止策の確認等を毒物及び劇物及び取締法上の取り扱いと同様に行うこととしている。

(参考) 王子製紙米子工場での過去の流出事故の状況

(1) 平成 19 年 7 月 13 日

- ① タンクの亀裂より水酸化ナトリウムを含む液状物が流出
- ② 防液堤の仕切り板の隙間から排水溝に流出
- ③ 毒物及び劇物取締法に基づき王子製紙米子工場に必要な措置を指示し対応させた。

(2) 平成 23 年 1 月 11 日

- ① ポンプの試運転中に水酸化ナトリウムが霧状に噴霧
- ② 従業員 5 名が浴び、うち 3 名が負傷 (中等症 2 名、軽傷 1 名)
- ③ 毒物及び劇物取締法に基づき王子製紙米子工場に必要な措置を指示し対応させた。

鳥取県住生活基本計画の改定に係るパブリックコメントの実施について

平成23年12月14日
くらしの安心局住宅政策課

本県では、住生活基本法に基づき、住宅施策の総合的かつ計画的に推進するための基本事項を定める鳥取県住生活基本計画を平成18年に策定しました。同計画が今年度で5年が経過することから、「鳥取県将来ビジョン」(平成21年2月策定)の基本理念及び社会経済情勢の変化を踏まえて改定を行うことし、県民の皆様から広く意見を聞くため、12月中にパブリックコメントを開始する予定です。

1 改定の経過

改定にあたっては、平成22年7月に住宅・建築、不動産、経済、福祉分野等の有識者で構成する鳥取県住生活基本計画検討委員会（東樋口護委員長、委員11名）を設置、6回の検討委員会を開催し検討を行った。

2 住生活を取り巻く現状と課題

(1) 人口・世帯数の減少

- 人口は昭和60年をピークに既に減少。(2010年:596千人→2035年:495千人)
- 世帯数も平成22年をピークに減少に転じた。(2010年:212千世帯→2030年:202千世帯)

(2) 高齢者の単身世帯、借家居住世帯の増加

- 本県の高齢化率は26%と全国的にも高く、今後単身、夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加。
- 借家に居住する高齢者人口は10年後には団塊の世代の高齢化により約2倍に増加。

(3) 空き家の増加

- 県内の空き家数3万8千戸、空き家率は年々上昇。(2003年:13.0%→2008年:15%)
- 特に民間賃貸住宅の空き家数は急増。(2003年:1万2千戸→2008年:1万7千戸)

(4) 家庭からの温室効果ガスの排出量の増加

- 県内の温室効果ガスの排出量は1990年比で9.7%増加。
- 特に民生家庭部門の温室効果ガスの排出量は1990年比で26.6%と大幅に増加。

(5) 大規模災害と住宅・建築物の耐震化

- 国内では、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、最大震度6を超える大規模地震が頻発。
- 県内の住宅の耐震化率は70%（平成20年）、全国35位と耐震化の取り組みに遅れ。

(6) 住宅市場と関連産業の衰退

- 県内の新設住宅着工戸数は大幅に減少し、住宅産業が低迷。
- 大工、左官、建具工等の技術者はピーク時の1/4以下まで減少し、伝統技術の継承に懸念。

3 計画期間

平成23年から平成32年までの10年間（社会情勢の変化を踏まえ概ね5年後に見直し）

4 住生活の将来像・目標

目指すべき将来像 「支えあい・あんしん・快適・住生活」

基本目標1 皆が快適に暮らせる住まいづくり

基本目標2 環境や文化と共生する住まいづくり

基本目標3 災害や犯罪にも強い安心な住まいづくり

5 計画改定のポイント

基本目標1 皆が快適に暮らせる住まいづくり

(1) 高齢者・障がい者のニーズに応じた多様な住宅の供給

- 高齢者世帯のニーズ、経済状況に応じ、サービス付高齢者向け住宅、グループアパートなど多様で高齢期に適した住宅の供給を推進。
- 不動産団体、障がい者団体と連携し、戸建住宅、公営住宅の空き家を活用したグループホームの普及を推進。

(2) 子育て世帯に適した居住環境の確保

- 県営住宅への優先入居や子供の成長に柔軟に対応できる子育てに適した住宅の供給を推進。
- 子育てに適した規模の民間賃貸住宅への家賃助成や戸建て住宅への住み替え支援を検討。

(3) 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築

- あんしん賃貸支援事業を継続実施し、相談員により賃貸住宅入居支援を行い円滑な入居を促進するとともに地域優良賃貸住宅により地域のニーズに応じた民間賃貸住宅の供給を推進。

(4) 公営住宅の公平かつニーズに応じた供給と適切なストック管理

- 住宅困窮度の高い世帯に公平に公営住宅を供給するため、県営住宅における優先入居制度、入居者選考方法、収入超過者の割増し賃料の在り方について検討。
- 県と市町村がそれぞれの役割を担い、管理の一元化を含め効率的な公営住宅の供給・管理体制への移行を検討。
- 県営住宅ストックは、計画的な改善工事等による適切な維持管理を継続しつつ、人口・世帯数の減少に合わせた削減を推進。

基本目標2 環境や文化と共生する住まいづくり

(5) 良質な住宅ストックの形成

- 長期優良住宅の建設を促進とともに住宅履歴情報の蓄積・活用や住宅性能表示制度の普及とマイホーム借上げ制度の活用等による空き家の有効活用と適正な管理を推進。

(6) 環境に配慮した住まいづくりの推進

- 省エネ、太陽光発電、太陽熱利用システムの普及等、環境に配慮したエコな住宅やエコな住まい方を普及させるとともに、建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の活用を推進。

(7) 県産材を活用した木造住宅の供給体制の整備

- 県産材の活用や伝統技術の普及を推進していくとともに、木造住宅の品質や技術力の向上、大工等の技術後継者の育成を推進。

(8) 美しい町並み・良好な景観の形成

- 次世代に県の建築文化を継承するため、山間部を中心に数多く残る伝統的民家を登録し、維持保全・活用に対する支援を検討。

基本目標3 災害や犯罪にも強い安心な住まいづくり

(9) 地震災害に安心な住まい作り

- 大規模地震に備え、市町村・各種団体等と連携して、住宅の耐震改修助成制度の拡充、地震に関する情報提供、相談体制の充実など住宅耐震化を推進。

(10) 災害時の緊急対応と復興支援

- 被災者住宅再建支援制度は国の制度改革に合わせ必要な改正を行ないながら継続実施。

○地震被災時に必要な建築物応急危険度判定士の養成・訓練及び判定コーディネーターを養成。

(11) 土砂災害・津波による被害の発生予防

○土砂災害危険区域の危険箇所からの移転、避難体制の準備等の防災対策を推進。

○津波による浸水予測の見直しに合わせ津波避難ビルの指定等の防災対策を推進。

(12) 住宅の防犯指針の普及

○「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図り、戸建住宅、共同住宅の供給における取り組みを推進。

6 パブリックコメントの実施予定期間

平成23年12月19日（月）から平成24年1月18日（水）まで

7 今後の予定

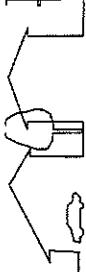
平成23年12月

～平成24年1月 市町村の意見照会

平成24年2月 第7回鳥取県住生活基本計画検討委員会

国土交通大臣へ正式協議・同意

3月 計画の公表



住生活基本計画とは

住生活基本計画が目指すもの

これまで増加続けていた日本の人口は2004年にピークを超え、経験したことのない人口減少・高齢化時代が訪れます。鳥取県では、25年後には人口が約2割減少し、高齢者の割合が約4割に達する予測されており、長期的な人口減少・高齢化の進行に伴う空き家、空き地の増加、地域の活力の低下が懸念されています。このような状況に対して、私たちはこれまでの加大を前提とした社会から、着実してきた様々なストックを有効に活用する社会へとその有り様を伝換する必要があります。

鳥取県住生活基本計画では、私たちひとりが地域の有り様について考え、地域の文化、伝統、資源を見つめ直し、互いに支え合うことによって、特徴可能で豊かさが感じられる、快適で安全、安心なまちづくりを目指しています。

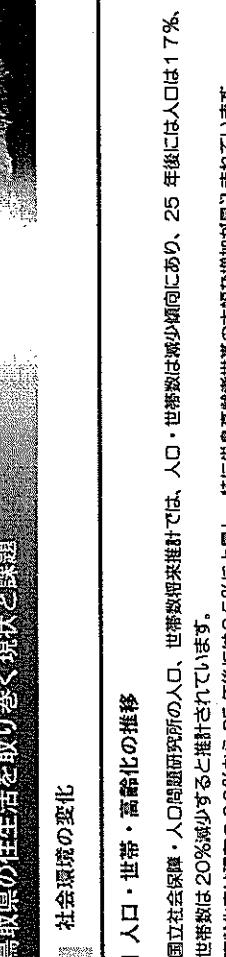


計画の位置づけ

鳥取県住生活基本計画は、住生活基本法に基づく鳥取県の住宅政策に関する総合計画として、鳥取県将来ビジョン(県総合計画)、住生活基本計画(全国計画)と並んで、平成18年度に策定した住生活基本計画の改定を行なうものです。

鳥取県の住生活を取り戻す課題

社会環境の変化

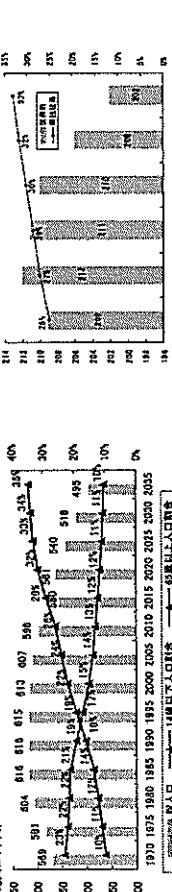


人口・世帯・高齢化の推移

人口・世帯数は現行の26%から25年後には35%に上昇し、特に単身世帯者世帯の大幅な増加が見込まれています。

世帯数は20%減少すると推計されています。

高齢化比率は現行の14歳以上14歳以下人口割合の推移



大規模災害の発生

平成23年3月の東日本大震災を始め、近年震度6を超える大型地震の発生が頻発しており、住宅の耐震化、津波対策の推進など自然災害に備え、安心して暮らすことができる住まいづくり、居住環境の整備が必要です。

地球環境への配慮

「住宅を作つては壊す」フローリー社会から、「いいものを作つて、手入れして、長く使う」とストック型社会への転換が求められており、長期優良住宅の普及、既存住宅ストックの有効活用など住宅の長寿命化に取り組む必要があります。

県内の住宅を含む民生命命部門の二酸化炭素排出量(2007年度)は、1,990年度比で約26.6%増加しており、住宅、建築物において温室効果ガス排出削減に向け、一層の取り組みが必要な状況になっています。

住宅の現状と課題

住宅ストック

○県内の住宅戸数は約24.7万戸と平成15年に比べて1.5万戸増加しています。
○県内の空き家率は平成10年の10.8%から平成20年は15.4%に増加。持家約2.1万戸、貸し客約1.7万戸が空き家となっています。
○新耐震基準に改正された昭和56年以前に建てられた住宅は、県内に約10.5万户あります。住宅の耐震化率は70%と平成18年(68%)から微増にとどまっています。
○民間賃貸住宅では、50m未満の住宅が56%を占めており、子育てに適した複数の賃貸住宅の供給が不足しています。
○高齢者世帯が居住する住宅のバリアフリー化率は、持家で41%、借家で25%と低い状況にあります。

<鳥取県西部地域の現状状況>

住宅市場・住宅関連産業

○住宅の新設戸数は、平成14年度以降大きく減少しています。(H12年 2,273戸)
○中古住宅を購入する住宅取扱者の割合は8.4%と全国平均(13.5%)を大きく下回っていますが、中古住宅の購入を検討する住宅取扱者は17%と大幅に増加しています。
○県内のリフォーム実施率は4.8%で、平成15年からほとんど伸びていません。
○住宅着工戸数減少により、木造建築に携わる大工、左官、建築業者が昭和56年のピークの1/4以下と大きく減少しており、後継者不足、伝統的技能の継承が懸念されます。
○木造住宅の竣工割合は県産材を活用した住宅への助成制度を開始して以降、大幅に上昇しています。(H14年:44%→H22年:77%)
○県産材の生産量は昭和60年をピークに、平成17年まで減少していました。
○県内には歴後に施工された人工林のうち、40~50年生のスギが1/4を占めており、県産材を継続的に利用する必要があります。

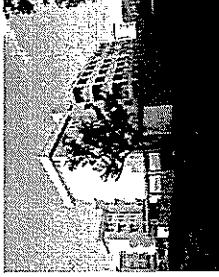
<県産材を活用した住宅>

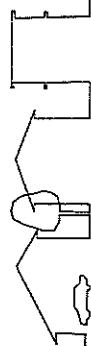
○県民の木造住宅へのニーズは高く、住宅を建てる場合には86%が木造住宅を、69%が県産材を使いたいと考えています。
○戸建住宅所有者の79%が住宅の耐震性に向かうの不安を持つており、耐震性に問題があった場合は43%が建て替え若しくは耐震改修を検討したいと考えています。

○住み替えやリフォームの動機として、高齢期への対応や快適・便利さへの列車等が主な要因となっています。一方でリフォームにに対して、資金調達が困難である他、業者への信頼、工事費の高騰、業者への懐疑等の不安を抱えています。

県営住宅・市町村営住宅

○県内には約1万戸の公営住宅(県営約4千戸、市町村営約6千戸)があり、県営住宅では昭和50年代建設の住宅が4割を占めており、老朽化が進んでいます。
○県営住宅では、単身世帯、2人世帯が全体の約5割を占めている一方で、3DK以上の住宅が80%を占めており、戸戸規模と世帯人数のミスマッチが拡大しています。
○県営住宅では平成15年度から、高齢者、障がい者、母子世帯等を対象に優先入居制度を導入しています。
○県営住宅の優先入居制度による応募倍率は3.4倍(平成22年度)で推移しており、子育て世帯の入居が困難な状況にあります。





住宅政策の基本的な方針

基本的な方針

次に掲げる基本的な方針に立って、鳥取県における豊かで質の高い住生活の実現に向けた取り組みを進めます。

1 著が快適に暮らせる住まいづくり

○誰もがライフステージにおいて、必要な規模や構造の住宅、身体状況に応じて生活支援サービスを受けられる住宅など多様な住まいを提供することができ、必要に応じて住み替えを可能にする必要があります。

○若い世代が子育てしやすい住宅、障害を持つ者を抱えても安心して暮らせる住宅、高齢者になって古生き生きと暮らせる住宅を民間市場で供給される風潮の整備を進めます。

○自立努力で住宅を確保できない世帯のために公的住宅で補完するよう住宅セーフティネットの充実を図ります。

2 環境や文化と共に生む住まいづくり

○低炭素社会に向かう省エネルギー、自然エネルギー利用、長寿命化、ストックの有効活用により、コジナハクトでありながら、豊かさを楽しめることができる技術可能なまい、エコロジーなはまいる万の普及を進めます。

3 災害や犯罪にも強い安心な住まいづくり

○生活の基礎である住宅は、災害や犯罪被害から大切な家族の命と財産を守るために、何よりも安全が優先されなければいけません。

○鳥取大震災、鳥取県西部山地の経験を教訓に踏襲する大震災地震に備え、住宅の耐震化を加速的に進めます。

○豪雨による土砂災害を防止するには計画的な防災対策工事を進める必要がありますが、併せて地域のリスク情報を積極的に周知することで県民の防災意識を高め、自らの取り組みを促すよう皆民一本となつた住まいの防災対策を進めます。

施策課題の横断的な視点

次の横断的な視点を持つて、具体的な施策を総合的かつ計画的に展開します。

1 住宅ストックの質

○賃貸ストックの質の向上
○新規供給される住宅の質の向上
○住宅ストックが市場において効率利用される環境の整備

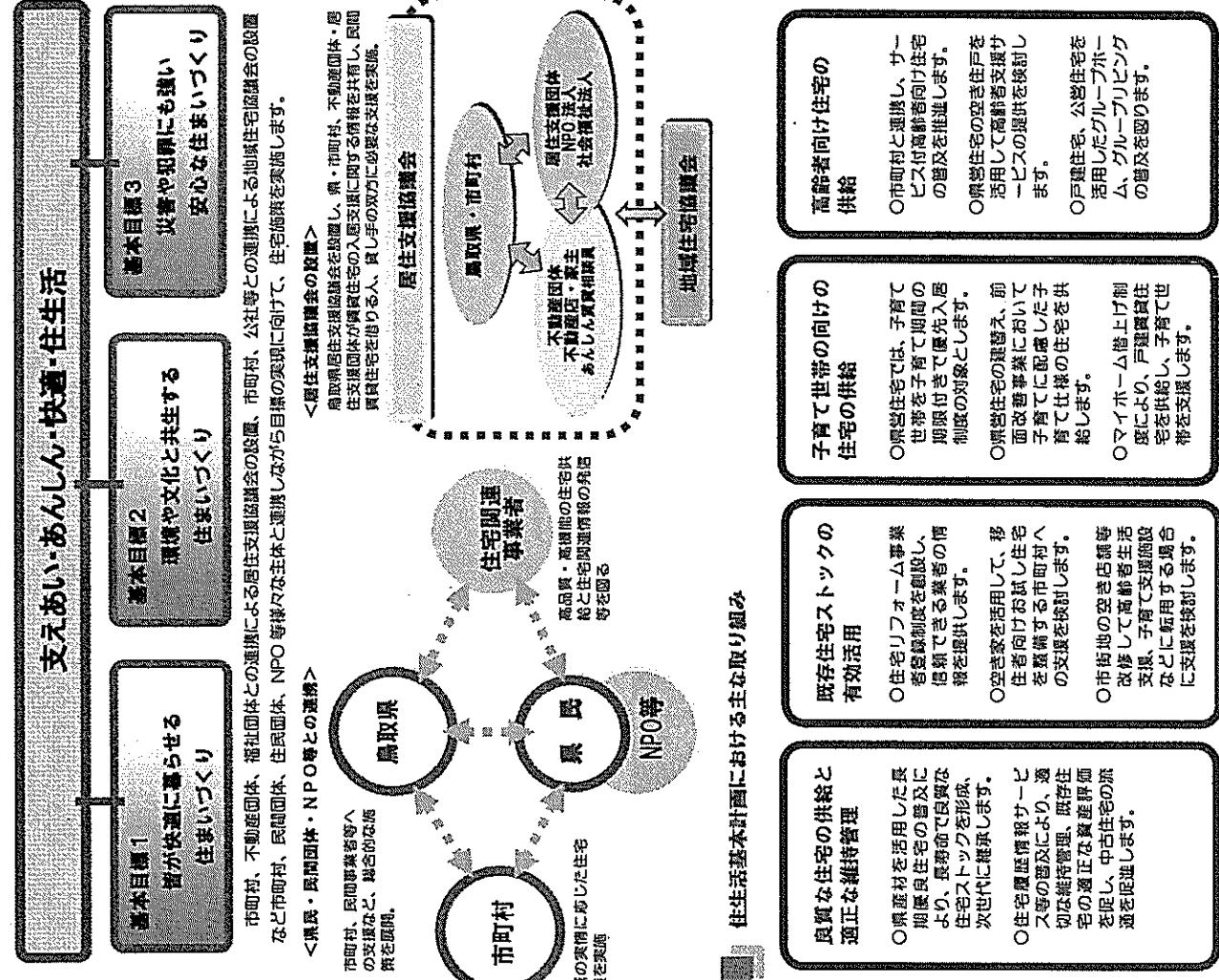
2 市場の質

○県民が安心して住宅を取得できるよう必要な住宅市場の整備
○消費者の利益の實現に配慮しつつ市場機能を活用する施策の展開



鳥取県の目指す住生活の将来像

県はや建設省を踏まえ、市町村、住民・NPO、民間事業者との連携、協働により、県民みんなが快適で、安全・安心な住生活ができる鳥取県を目指します。



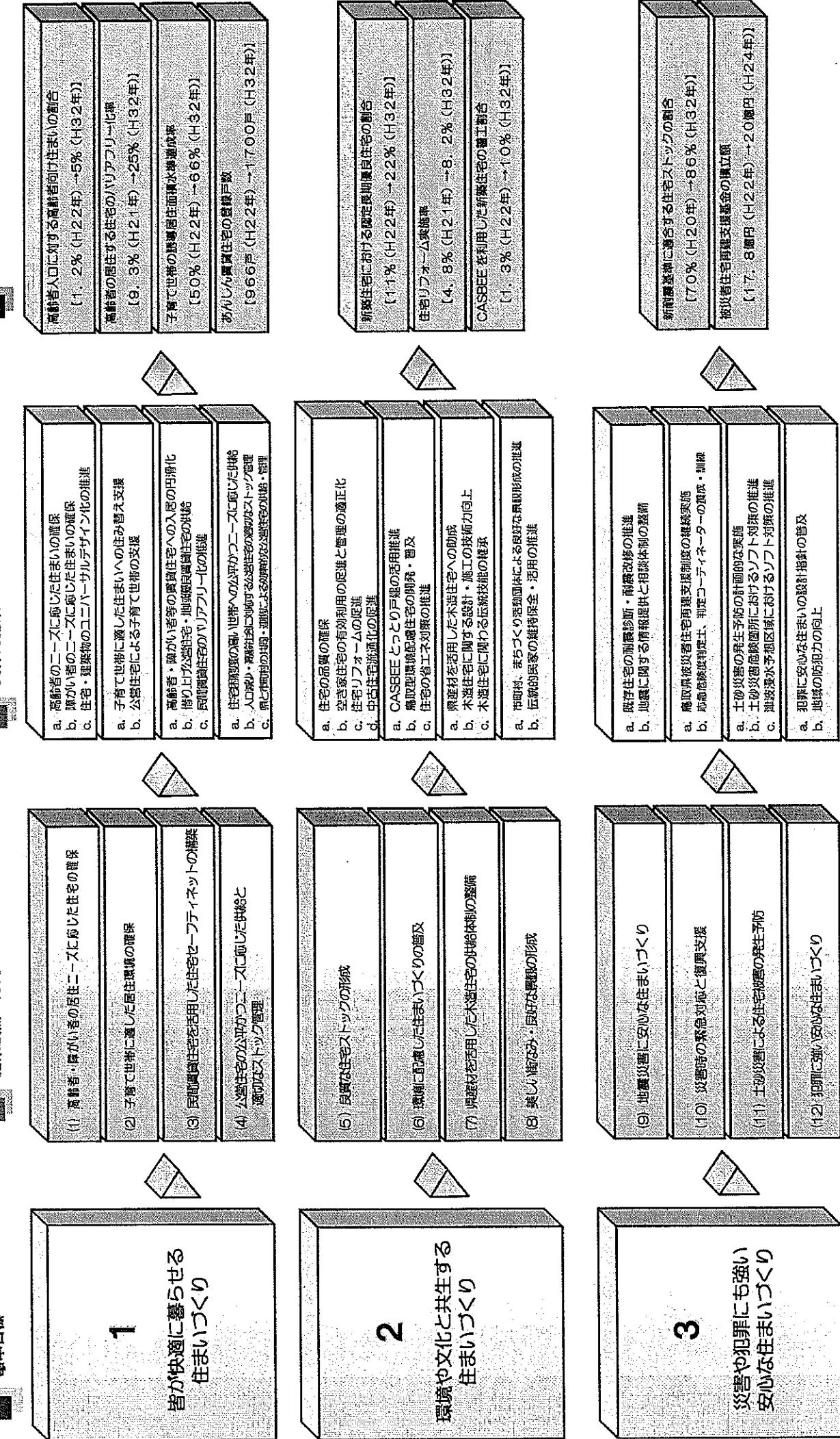


豊かな住生活の実現に向けた取り組み

施策展開の方向

主な成果指標

基本目標



年末の総合相談窓口の開設について

平成 23 年 12 月 14 日
福 祉 保 健 課
くらしの安心局住宅政策課
雇用人材総室労働政策室
経済通商総室経営支援室

求職中の生活に困窮している方及び資金繰りで悩んでいる中小企業の方へ、行政機関等が業務を停止している年末の期間に、鳥取県社会福祉協議会と共に「総合相談窓口」を開設します。

1 日 時

平成 23 年 12 月 29 日 (木) ~ 30 日 (金) 8:30 ~ 17:15

2 場 所

県内 3 か所 (県庁・中部総合事務所・西部総合事務所)

3 内 容

- 生活福祉資金貸付等の相談等
- 生活保護相談等
- 公営住宅の入居相談・情報提供等
- 職業相談等
- 事業者の金融相談等

4 実施方法

面談及び電話相談

5 参加機関

県 (各総合事務所・福祉保健部・生活環境部・商工労働部)
鳥取県社会福祉協議会

6 その他の実施

これに先立ち、12月26日(月)~28日(水)、鳥取労働局、県、鳥取市、倉吉市及び米子市など
が合同で、「仕事とくらしの年末特別相談会」を開催します。

場 所: 県内 3 か所 (鳥取市役所・倉吉市役所・米子市役所)

内 容: 労働相談、職業相談、多重債務、年金相談、生活費に関する相談、離職に伴う各種手続き

【参考】昨年度までの実施状況 (相談件数)

	H20	H21	H22 (相談者数 18 人)						
			職業	生活福祉 資金等	生活 保護	住宅	制度 融資	その他	計
県庁	12件	26件	3件	4件	5件	2件	3件	1件	18件
中部総合事務所	4件	2件	—	—	1件	—	—	—	1件
西部総合事務所	5件	24件	2件	1件	3件	1件	—	—	7件
計	21件	52件	5件	5件	9件	3件	3件	1件	26件